

 \bigcirc

山形県公報

平成15年9月30日(火) 第1479号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則......(森 林 課)...1138 山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を 改正する規則......(建築住宅課)...1156 今 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令.....(人事課)...同 麻薬取締員証規程......(保健薬務課)...1157 告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出......(健康福祉企画課)...1160 生活保護法による指定医療機関の指定......(同) ... 同 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出.....(同) ...1161 生活保護法による指定施術機関の指定.....(同) ... 同 生活保護法による指定介護機関の指定.....()... 同 指定居宅サービス事業者の指定......(庄内総合支庁福祉課)...1162 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....(同) 同 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更.....() ...1163 山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程......(産業政策課)...同 山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する 規程......(農政企画課)... 同 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....(同) ...1164 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....() ... 同 海面における定置漁業の免許となるべき事項等の決定......(生産流通課)... 同 内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項等の決定.....(同) ...1165 県営土地改良事業に係る換地計画の決定......(置賜総合支庁西置賜農村整備課)...同 平成6年5月県告示第510号(山形県特定優良賃貸住宅等の家賃等)の一部改正.....(建築住宅課)...1167 選挙管理委員会関係 告 示 公 告 一般競争入札の公告......(環境保護課)... 同 大規模小売店舗の変更の届出......(商業振興課)...1169

.....(

大規模小売店舗の変更に係る市町村等の意見.....(

) ...1170

) ...1172

同

正 誤

規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則をここに公布する。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県規則第63号

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則

山形県林業改善資金貸付規則(昭和51年9月県規則第59号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号。以下「法」という。)第2条に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けに関し、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号)、林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成15年農林水産省令第55号)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)及び林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成8年政令第153号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

- 第2条 県は、予算の範囲内で、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 法第3条第1項に規定する林業従事者等(以下「林業従事者等」という。)に対する林業·木材産業改善資金 の貸付け
 - (2) 法第3条第2項に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に対する同項に規定する業務に必要な資金 の貸付け

(貸付金の内容)

- 第3条 林業・木材産業改善資金は、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若 しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物 の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の 福利厚生施設を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。
 - (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (2) 造林に必要な資金
 - (3) 立木の取得に必要な資金
 - (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
 - (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - (6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設 について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要 な資金
 - (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに 必要な資金
 - (8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - (9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
 - (10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充て

るのに必要な資金

(貸付対象者)

- 第4条 林業・木材産業改善資金の貸付対象者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 林業従事者である個人
 - (2) 木材産業に属する事業を営む者(資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人(木材製造業を営む者にあっては、300人)以下の会社若しくは個人に限る。)
 - (3) 前2号に掲げる者の組織する団体
 - (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの(会社にあっては、資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従事者の数が300人以下のものに限る。)
- 2 前項の貸付対象者のうち、法人格のない団体にあっては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。
 - (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産又は販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であって、実体的活動を現に行っているものであること。
 - (2) 団体の目的、名称、事務所の所在地、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。 (貸付資格の認定の申請)
- 第5条 法第7条第1項(法第12条第2項において準用する場合を含む。)の申請書は、林業・木材産業改善資金認 定申請書(別記様式第1号)によるものとする。

(保証人及び担保)

- 第6条 第2条第1号の規定による貸付金(以下「改善資金貸付金」という。)の貸付けを受けようとするもの(林業・木材産業改善資金助成法施行令第5条各号に掲げる者を除く。)は、連帯保証人を立てるほか、知事が必要と認める場合は、担保を提供しなければならない。
- 2 改善資金貸付金の貸付けを受けようとするものが団体である場合は、当該団体の構成員のうち当該貸付けによる受益者(その者を特定できない場合は当該団体の代表者)を連帯保証人とする。
- 3 改善資金貸付金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合は、その者の親権者又は後見人を連帯保証 人とする。
- 4 知事は、改善資金貸付金に係る債権を保全するために必要があると認めるときは、当該改善資金貸付金の貸付けを受けたものに対し、担保の提供、追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若しくは変更を求めることができる。

(貸付けの申請)

第7条 法第7条第1項の認定を受け、改善資金貸付金の貸付けを受けようとするものは、林業・木材産業改善資金貸付申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(償還方法)

第9条 改善資金貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

(借用証書)

第10条 改善資金貸付金の貸付けの決定を受けたものは、林業・木材産業改善資金借用証書(別記様式第3号)を 知事に提出しなければならない。

(事業完了報告書)

第11条 改善資金貸付金の貸付けを受けたものは、貸付けの対象事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業完了報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(繰上償還)

第12条 改善資金貸付金の貸付けを受けたものは、いつでも繰上償還をすることができる。

(支払の猶予)

- 第13条 改善資金貸付金の貸付けを受けたものは、法第10条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとする ときは、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(別記様式第5号)を償還期限の30日前までに知事に提出しな ければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、猶予することを相当と認めたときは、猶予の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

3 知事は、償還金の支払期限経過後に猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、法第11条に規定する違約金 を徴収するものとする。

(報告の義務)

第14条 改善資金貸付金の貸付けを受けたものは、知事の指示するところにより、経営状況その他必要な事項を報告しなければならない。

(融資機関に対する貸付金の要件)

第15条 第2条第2号の規定による貸付金(以下「融資機関貸付金」という。)の貸付金額並びに償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日に係る貸付条件は、融資機関が林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付条件と同一とする。

(貸付けの申請)

第16条 融資機関は、林業従事者等から林業・木材産業改善資金の借入れの申込みを受け、貸付けを行うことが適当であると認め、融資機関貸付金の貸付けを受けようとするときは、林業・木材産業改善資金融資機関貸付金貸付申請書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第17条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けを決定し、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

(借用証書)

第18条 融資機関貸付金の貸付けの決定を受けた融資機関は、林業・木材産業改善資金融資機関貸付金借用証書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(事業実施報告書)

第19条 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた林業従事者等から事業完了の報告を受けたときは、 林業・木材産業改善資金事業実施報告書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(期限前償還)

- 第20条 融資機関は、法第12条第2項において準用する法第9条の規定により償還を請求し支払期日前に償還金の支払を受けたときは、融資機関貸付金のうち、当該支払を受けた償還金の額に相当する額を、速やかに県に償還しなければならない。
- 2 知事は、融資機関貸付金の貸付けを受けた融資機関が、次の各号のいずれかに該当する場合には、第15条の規定にかかわらず、当該融資機関に対し、いつでも当該融資機関貸付金の全部又は一部につき、期限前償還を請求することができる。
 - (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 償還金の支払を怠ったとき(林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた林業従事者等から支払期日に償還金の支払が行われないことを理由とする場合を除く。)。
 - (3) 第23条の規定による報告を怠ったとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

- 第21条 融資機関は、法第12条第2項において準用する法第10条の規定により償還金の支払を猶予しようとすると きは、林業・木材産業改善資金融資機関貸付金支払猶予申請書(別記様式第9号)を知事に提出しなければなら ない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出を受けたときは、これを審査し、猶予することを相当と認めたときは、猶予の決定を行い、その旨を当該融資機関に通知するものとする。
- 3 知事は、償還金の支払期限経過後に猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、次条に規定する違約金を徴収するものとする。

(違約金)

第22条 知事は、融資機関貸付金の貸付けを受けた融資機関が支払期日に償還金又は第20条の規定により期限前償還すべき額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

(報告の義務)

- 第23条 融資機関は、知事が融資機関貸付金に係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため業務及 び資産の状況に関し報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。
- 2 融資機関は、次の各号に掲げる場合は、速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。

- (1) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合。
- (2) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難になった場合。

(事務の委託)

第24条 知事は、貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定を除く。)の一部を山 形県森林組合連合会又は山形県木材産業協同組合に委託することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の山形県林業改善資金貸付規則に基づいて貸付けの決定を受けた資金について は、なお従前の例による。

| | 平成15年9月30日(火曜日) | Щ | 形 | 県 | 公 | 報 | | 第1479号 | 2 | |
|--------------|--------------------------|-----|-----------------------------------------|-----|------|------------------|-----------|----------|--------------|-----|
| Ę | | | | | | | | | | |
| | ッ記 養式第1号 | | | | | | | | | |
| 177 | k X が 1 つ | | | | | | | 年 | 月 | 日 |
| | 山形県知事 殿 | | | | | | | + | 73 | н |
| | 山形朱和争 殿 | | | | 什昕 | 又は所在地 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | 氏名 | ス は 名 称 代表者氏名 | | | | ЕП |
| | | | | | ЖŪ | 11.农有以有 | | | | ch |
| | 林美 | 業・木 | 材産業 | 改善資 | 全認定 | 官申請書 | | | | |
| | 林業・木材産業改善資金助成法第7条第 | 1項(| 第12条 | 第2項 | 画におし | \て準用する | 同法第7条 | 第1項) | の規定に | より、 |
| | 本業・木材産業改善資金の貸付資格の認定 は | | | | | | | 213 22) | ->//0/212 | |
| ' | | | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | | | C757C C 1 AF | , , , , , | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | |

樣式第2号

林業・木材産業改善資金貸付申請書

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地

氏名又は名称 及び代表者氏名

印

電 話 番 号 ()

記

| 償還期間 | 据置期間 | 資金借受 | 借り受け | ようとする事業費及 | び申請額 |
|------|------|------|-------|-----------|------|
| | が | 希望日 | 事 業 量 | 事 業 費 | 申請額 |
| 年 | 年 | 月 日 | | 千円 | 千円 |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 連 | 住 | 所 | 氏 | 名 | 印 |
|-------|---|---|---|---|---|
| 連帯債務者 | | | | | |
| 者 | | | | | |

| 連 | 住 | 三 所 | ŕ | 氏 | ź | 3 |
|-------|---|-----|---|---|---|---|
| 連帯保証人 | | | | | | |

担保物件

| | | | 償 | 還 | | 計 | 画 | | | |
|------|------|------|------|------|---------|------|-----|-----|-----|------|
| 1 年 | F目 | 2 年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 6年目 | | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
| 月日 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 11年目 | 12年目 | 13年目 | 14年目 | 15年目 | 事務受 | 託機関名 | | | | |
| 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | 償還額 | | | | | | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| | | | | 申 | | į | 清 | 者 | Ø | 概 | 要 | |
|---|-----|---|-----|-----|-----|----------|---|---|---|---|---|--|
| 主 | たる事 | 業 | 所(: | 場)(| の所で | 生地 | | | | | | |
| 事 | 業 | 開 | 始 | の | 時 | 期 | | | | | | |
| 事 | 業 | É | の | , | 概 | 要 | | | | | | |
| 常 | 時 使 | 用 | する | 事 | 業者 | 数 | | | | | | |

- (注) 1 太枠欄内は、個人による申請の場合にのみ記入すること。
 - 2 団体による申請の場合は、別紙「団体の概要」を添付すること。

| 別紙 | | | | | | |
|----------------|-----------------|----|---|--------------|---|----|
| | <u></u> <u></u> | 体 | の | 概 要 | | |
| 名 称 | | | | | | |
| 主たる事務所の所 在 地 | | 郡市 | | 町 大字 村 | | 番地 |
| 会 員 数 | | 名 | | | | |
| 事業の概要 | | | | | | |
| 設 立 時 期 | 設立 | 年 | 月 | 日 | | |
| 役員について | 役 員 | 氏 | 名 | 住 | 所 | |
| 資本金の額又は出資の総額 | | 1 | | | | |
| 常時使用する 従業者数 | | | | | | |

(注)定款又は規約等の写しを添付すること。

| 様式第 | 第3号 |
|-----|-----|
| | |

収入 印 紙 (表)

林業・木材産業改善資金借用証書

1 借受条件等

| 貸付決定年月日 | 年 月 | 日 |
|---------|-----|---|
| 貸付決定番号 | | |
| 借 用 金 額 | | |
| 資金の内容 | | |
| 資金の使途 | | |
| 利 率 | 無利子 | |
| 最終償還期日 | | |
| 支 払 場 所 | | |
| 備考 | | |

2 償還計画

| 回 数 | 償 還 期 日 | 償 還 金 額 備 考 |
|-----|---------|-------------|
| 1 | 年 月 日 | 円 |
| 2 | 年 月 日 | |
| 3 | 年 月 日 | |
| 4 | 年 月 日 | |
| 5 | 年 月 日 | |
| 6 | 年 月 日 | |
| 7 | 年 月 日 | |
| 8 | 年 月 日 | |
| 9 | 年 月 日 | |
| 10 | 年 月 日 | |
| 11 | 年 月 日 | |
| 12 | 年 月 日 | |
| 13 | 年 月 日 | |
| 14 | 年 月 日 | |
| 15 | 年 月 日 | |
| 合 | 計 | |

上記のとおり正に借用し、金員を受領しました。つきましては、山形県林業・木材産業改善資金貸付規則、 上記の借受条件等及び裏面の特約条項を守り、償還期日に相違なく返済します。

年 月 日 山形県知事 殿

氏名又は名称

及び代表者氏名

連帯保証人 住 所

債務者 住所又は所在地

氏 名 ΕD

(裏)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

- 第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、山形県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。
 - (1) 乙がこの貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
 - (3) 乙が借入金を長期にわたり使用しないとき。
 - (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
 - (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - (9) この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、担保に供され、又は公用収用されたとき。
 - (10) 乙が山形県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(報告)

- 第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。なお、共同で借受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。
- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従うものとする。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告するものとする。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告するものとする。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合

(調査)

- 第4条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供するものとする。
- 2 乙及び丁は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他に もある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に 充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

- 第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払うものとする。
- 2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払うものとする。
- 3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応

じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

- 第7条 丙は、乙と丙間の契約のいかんにかかわらず、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯して履行する責めを負う。
- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。
- 3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。 (担保の提供)
- 第8条 乙又は丁は、別に締結する抵当権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

- 第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。
- 2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なく、その旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

(担保の追加)

- 第10条 乙は、甲が担保の追加を請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。
- 2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。 (法定代位者の変動)
- 第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを 行っても異議を申し立てないものとする。
- 2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てないものとする。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡するものとする。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分のうえ、この売得金から 諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお残 債務がある場合には、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄 `

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき、甲の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第4号

林業・木材産業改善資金事業完了報告書

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地 氏名又は名称

及び代表者氏名

ED

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を完了したので 報告します。

記

1 借受状況

| 貸付決定年月日 | 貸付決定番号 | 資金借受年月日 | 借 受 金 額 |
|---------|--------|---------|---------|
| 年 月 日 | | 年 月 日 | 円 |

2 事業実施状況

| 事年 | 業 月 | 着 | 工 日 | | 年 | F |] | 日 | 事年 | 業 完月 | 了日 | | 年 | F |] | 日 | 事業実施 | | 施場所 | |
|----|--------|---|--------|---|---|---|---|---|----|------|----|---|---|---|----|----|---------|----|-----|---------------|
| | 事 | | 業 | | 計 | | 画 | | | | 事 | | 業 | | 実 | | 績 | | | 計画と実績 |
| 内 | | 容 | 数 | 量 | 単 | 価 | 金 | 額 | 内 | 容 | 数 | 量 | 単 | 価 | 支金 | 払額 | 支 年月 | 払日 | 支払先 | の相違点と その理由 |
| | | | | | | 円 | | 円 | | | | | | 円 | | 円 | | | | |

- (注) 1 「事業計画」の欄には、申請時の事業計画の概要、変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。
 - 2 貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

| | | | | | | 資 | 金 | 調 | 達 | X | . 分 | ì | | | |
|------|---|---|---|---|---------|----------|-----------|---|-----|---|-----|---|---|---|---|
| | 総 | 事 | 業 | 費 | 林業 改 | k材產 資 | 全業 | 自 | 己資金 | | そ | の | 他 | 備 | 考 |
| 申請計画 | | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | | 円 | | |
| 実績 | | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。
 - 2 「その他」の欄には、林業・木材産業改善資金以外の借入金を、「備考」の欄には借入金の内訳、借 入先等を記入すること。

4 事業費等の確認

| 貸付 | 対対象 | 機械 | 等のi | 適否 | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|--------|---------|---------|-----------|------|----|
| 貸(| 付 限 | 度 額 | の確 | 窜認 | 貸付限度額 | 円 | 貸付超過額 | 円 | 処理経過 | |
| 確 | 認 | の | 証 | 明 | 上記のとおり | 2相違ないこと | を証明します。 | • | | |
| 1)庄 | 成心 | 0) | 配 | ᄱ | 年 | 月 E | 確認した機 | 機関名 (責任者 |) | Ер |

備考 山形県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第8号及び第9号に掲げる資金の貸付けを受けた場合 は、別に定める報告書を添付すること。

様式第5号

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

山形県知事 殿

住所又は所在地 氏名又は名称

及び代表者氏名

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり償還金の支払の猶予を申 請します。

記

支払猶予希望金額 年 月 日約定償還額 円

| 資 金 の 使 途 | | | | | | | | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|------------------------------------------------------------------------------|
| 借受者の氏名 | | | | | | | | | |
| 又は名称 | | | | | | | | | |
| 借受金額 | | 貸 | 付決定年月日 | 年 | 月 | 日 | 貸付決定番号 | | |
| | 償 | 還 | 期 | 日 | 償 | į | 還 | 金 | 額 |
| | 第1回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第2回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第3回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第4回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第5回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第6回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| 当初の償還方法 | 第7回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| 100度起力从 | 第8回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第9回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第10回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第11回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第12回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第13回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | <u></u> | / | | | | | | | ш |
| | 第14回 | 年 | 月 | 日 | | | | | 円 |
| | 第15回 | 年年 | 月 月 | 日日 | | | | | 円 円 |
| | 第15回 償 | 年 還 | 月 期 | | 償 | Î | 漫 | 金 | 円 額 |
| | 第15回 償 第1回 | 年 還 年 | 月 期 月 | 日 日 日 | 償 | Í | 還 | 金 | <u></u> 額 |
| | 第15回 償 第1回 第2回 | 世 選 年 年 | 月 期 月 月 | 日 日 日 日 日 | 償 | į | 還 | 金 | 刊 額 円 円 |
| | 第15回 償 第1回 第2回 第3回 | 年 還 年 年 年 | 月 期 月 月 月 | 日 日 日 日 日 日 | 償 | Ì | 還 | 金 | <u>円</u> 額 円 円 |
| | 第15回 償 第1回 第2回 第3回 第4回 | 年 還 年 年 年 年 | 月 期 月 月 月 | 日 日 日 日 日 日 日 | 償 | <u> </u> | 還 | 金 | <u></u> 額 の の の の の の の の の の の の の |
| | 第15回 償 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 | 年 選 年 年 年 年 | 月 期 月 月 月 月 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 償 | ÷ m | 還 | 金 | <u></u> 額 円 円 円 円 円 |
| | 第15回 償 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 | 年 選 年 年 年 年 年 | 月期 月月月月月月月月 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 貸 | ÷ m | 還 | 金 | 円 額 円 円 円 円 円 円 |
| 変更後の償還方法 | 第15回 償 第1回 第2回 第3回 第4回 第5回 第6回 第7回 | 年 還年年年年年年 | 期 月月月月月月月月 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 償 | | 還 | 金 | 例 額 円円円円円円 |
| 変更後の償還方法 | 第15回 償 第1回 第2回 第3回 第5回 第6回 第7回 第8回 | 年還年年年年年年年 | 月期 月月月月月月月月月月 | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | 償 | | 還 | 金 | 円 額 円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円 |
| 変更後の償還方法 | 第15回 (第1回 第2回回第3回第5回 第6回 第7回 第8回 第9回 | 年還年年年年年年年年 | 月期 月月月月月月月月月月月 | | 償 | frag | 還 | 金 | 円 額 円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円 |
| 変更後の償還方法 | 第15回 第 1 回 第 2 回 回 第 3 回 第 5 回 第 6 回 第 7 回 第 8 回 第 9 回 第 10回 | 年還年年年年年年年年年 | 月 月月月月月月月月月月月 | | 償 | the state of the s | 還 | 金 | 例 一 初 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 |
| 変更後の償還方法 | 第15回 第 1 回 第 2 回回 第 3 第 第 第 第 8 第 8 第 9 回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回 | 年還年年年年年年年年年年 | 期 月月月月月月月月月月月 | | 償 | i | 還 | 金 | |
| 変更後の償還方法 | 第15回 第 1 回 第 3 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | 年還年年年年年年年年年年 | 期 月月月月月月月月月月月月 | | 償 | i | 還 | 金 | |
| 変更後の償還方法 | 第15回 第 1 回 第 3 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | 年。一選年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年 | 期 月月月月月月月月月月月月月 | | 償 | | 還 | 金 | 例 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |
| 変更後の償還方法 | 第15回 | 年還年年年年年年年年年年年年 | 期月月月月月月月月月月月月月月日日 | | 償 | S. S | 還 | 金 | |
| 変更後の償還方法 | 第15回 第 1 回 第 3 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 | 年。一選年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年 | 期 月月月月月月月月月月月月月 | | 償 | | 還 | 金 | 例 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 |

様式第6号

林業・木材産業改善資金融資機関貸付金貸付申請書

年 月 日

山形県知事 殿

融資機関名 代表者氏名

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を実施するため、 下記のとおり貸付けを申請します。

記

貸付申請額

円

(注) 各林業従事者等から提出のあった貸付申請書の写しその他関係書類を添付すること。

| ŧ | 至= | +: | 夲 | 7 | 므 |
|----|------|------|---|---|---|
| ∙₩ | क्र⊤ | ۲\.£ | # | / | ᆮ |

収入 印 紙 (表)

林業・木材産業改善資金融資機関貸付金借用証書

1 借受条件等

| 貸付決定年月日 | 年 月 日 |
|---------|-------|
| 貸付決定番号 | |
| 借 用 金 額 | |
| 資金の内容 | |
| 資金の使途 | |
| 利 率 | 無利子 |
| 最終償還期日 | |
| 支 払 場 所 | |
| 備 考 | |

2 償還計画

| 回 数 | 償 還 期 | Ħ | 償 | 還 | 金 | 額 | 備 | Ė | 考 |
|-----|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 年 月 | 日 | | | | F | 9 | | |
| 2 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 3 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 4 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 5 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 6 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 7 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 8 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 9 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 10 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 11 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 12 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 13 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 14 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 15 | 年 月 | 日 | | | | | | | |
| 合 | 計 | | | | | | | | |

上記のとおり正に借用し、金員を受領しました。つきましては、山形県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記 の借受条件等及び裏面の特約条項を守り、償還期日に相違なく返済します。

年 月 山形県知事 殿

債務者 所在地

融資機関名

代表者氏名

(裏)

林業・木材産業改善資金融資機関貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。)は、山形県(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を (以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一に して転貸する。

(期限前償還)

- 第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済するものとする。
 - (1) 乙がこの貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
 - (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
 - (3) 乙が借入金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
 - (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
 - (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立があったとき。
 - (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
 - (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
 - (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - (9) 乙が山形県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
 - (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

- 第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知する ものとする。
- 2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済 を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還するものとする。
- 3 甲は、乙が林業・木材産業改善資金助成法及び乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行うものとする。

(報告)

- 第6条 乙は次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告するものとする。
 - (1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
 - (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
 - (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
 - (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認するものとする。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認するものとする。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償

還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払うものとする。

- 2 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。
- 3 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡すものとする。 (合意管轄)
- 第10条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき、甲の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第8号

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

年 月 日

山形県知事 殿

融資機関名 代表者氏名

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金融資機関貸付金により、林業・木材産業改善資金 貸付業務を実施したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金貸付実績

| 貸付決定年月日 | 貸付決定番号 | |
|---------|---------|--|
| 貸 付 金 額 | 貸付実行年月日 | |

(注) 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業完了報告書の写しを添付すること。

様式第9号 林業・木材産業改善資金融資機関貸付金支払猶予申請書 年 月 日 山形県知事 殿 融資機関名 代表者氏名 ΕD 年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金融資機関貸付金について、下記のとおり償還金 の支払の猶予を申請します。 記 支払猶予希望金額 年 月 日約定償還額 円 資金の使途 借受者の氏名 又 は 名 称 受 借 金 額 貸付決定年月日 年 月 日 貸付決定番号 期 償 還 日 償 還 金 額 年 月 第1回 円 日 第2回 年 月 日 円 年 月 第3回 円 日 年 第4回 月 日 円 年 第5回 月 日 円 年 月 第6回 日 円 当初の償還方法 第7回 年 月 日 円 年 第8回 月 日 円 年 第9回 月 日 円 年 月 第10回 円 日 第11回 年 月 日 円 年 第12回 月 日 円 第13回 年 月 日 円 年 月 第14回 日 円 年 円 第15回 月 日 償 還 期 日 償 還 金 額 第1回 年 円 月 日 年 第2回 月 円 円 円 円 円 円 変更後の償還方法 円 円 円 円 円 円 円 円

(注)各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。

山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県規則第64号

山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 山形県特定優良賃貸住宅及び山形県地域特別賃貸住宅条例施行規則(平成4年10月県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表第2項を削り、同表第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

| 訓 | 令 |
|---|---|

山形県訓令第19号

庁 中

出先機関

2 第25条第1項の規定

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。 別表第3産業経済部森林整備課の項中

| | | による別里寺に関する | |
|-------------|--------------|--------------|----|
| | | こと(同条第5項の規 | を |
| | | 定により公告をもつて | æ |
| | | 通知に代える場合を除 | |
| | | ζ. λ | |
| | | | 1 |
| | | 2 第25条第1項の規定 | |
| | | による測量等に関する | |
| | | こと(同条第5項の規 | |
| | | 定により公告をもつて | |
| | | 通知に代える場合を除 | |
| | | ζ. λ | |
| 林業・木材産業改善資 | 1 第7条第1項(第12 | | |
| 金助成法に関すること。 | 条第2項において準用 | | |
| | する場合を含む。)の規 | | |
| | 定による認定に関する | | 7_ |
| | こと。 | | に改 |
| 山形県林業・木材産業 | 1 第8条及び第17条の | | |
| 改善資金貸付規則に関 | 規定による林業・木材 | | |
| すること。 | 産業改善資金等の貸付 | | |
| | けの決定に関するこ | | |
| | ک 。 | | |
| | 2 第13条第2項及び第 | | |
| | 21条第2項の規定によ | | |
| | る支払の猶予の決定に | | |
| | 関すること。 | | |
| | | | J |

め、同課山形県林業改善資金貸付規則に関すること。の項を削る。

附目

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第20号

健康福祉部

麻薬取締員証規程を次のように定める。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

麻薬取締員証規程

麻薬司法警察手帳規程(昭和28年8月県訓令第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第2項に規定する麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証については、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 「麻薬取締員証」とは、別図の制式による本体、身分証及び記章をいう。

(提示の義務)

第3条 麻薬取締員は、職務の執行に当たり、司法警察員としての職務を行う者であることを示す必要があるとき は、身分証及び記章を提示しなければならない。

(取扱い)

- 第4条 麻薬取締員は、麻薬取締員証の取扱いを慎重にし、知事が指示するときは、常に携帯しなければならない。
- 2 麻薬取締員は、麻薬取締員証を紛失することのないように特に留意しなければならない。
- 3 麻薬取締員は、麻薬取締員証を他人に貸与又は譲渡してはならない。

(届出の義務)

第5条 麻薬取締員は麻薬取締員証を紛失し、又は損傷し、若しくは汚損したときは、直ちに知事に届け出なければならない。

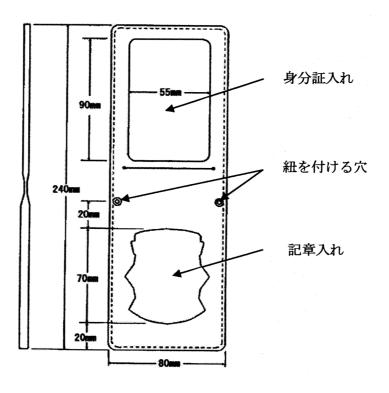
(返納の義務)

第6条 麻薬取締員は、麻薬取締員を免ぜられたときは、麻薬取締員証を直ちに知事に返納しなければならない。 附 則

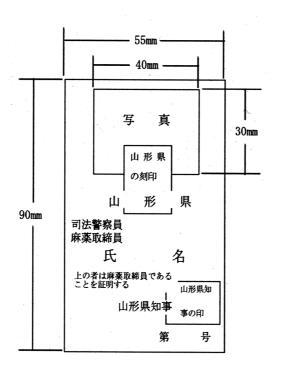
この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

別図(第2条関係)

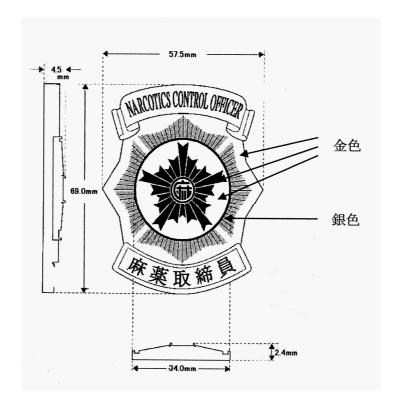
本体



身分証



記章



備考

- 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、紐を付ける穴を設ける。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。
- 3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し又ははり付け、氏名を記し、山形県名を刻印し、山形県知事印を押すものとする。
- 4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色、その他の部分を金色 又は銀色で表示する。

告示

山形県告示第898号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

| | 指定 | 医療機 | 関の | 名 称 | | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日 |
|---|----|-----|-----|-----|---|-------------------------------------|------------|
| わ | か | ば 調 |)剤 | 薬 | 局 | 新庄市鉄砲町 2 番地の26 アゼリアハイツ店舗 A 101号室 | 平成15. 8.31 |
| わ | かば | 調剤 | 薬 局 | 東山 | 店 | 同 東谷地田町6番地の1 | 同 |
| 丸 | 藤 | 歯 | 科 | 医 | 院 | 酒田市日吉町一丁目 2 番11号 | 同 |

山形県告示第899号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

| | 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指定年月日 |
|---|-------------------|---|-------------------------------------|----------|
| 土 | 門 医 | 院 | 飽海郡遊佐町大字庄泉字開元65番地 | 平成15.9.1 |
| 中 | 村 循 環 器 科 医 | 院 | 長井市栄町 6 番地の31 | 同 |
| あ | おぞら調剤薬 | 局 | 鶴岡市若葉町23番地の 6 | 同 |
| 横 | 田 耳 鼻 咽 喉 科 医 | 院 | 山形市桜田東二丁目10番40号 | 同 |
| ス | マ イ ル 歯 | 科 | 酒田市駅東二丁目2番10号 | 同 |
| 高 | 畠 歯 科 ク リ ニ ッ | ク | 東置賜郡高畠町大字上平柳2099番地の 2 | 同 |
| 丸 | 藤 歯 科 医 | 院 | 酒田市日吉町一丁目 2番11号 | 同 9.10 |
| ェ | ドヤ調剤薬 | 局 | 天童市田鶴町四丁目 2 番52号 | 同 9.11 |
| あ | や め 薬 局 駅 前 | 店 | 長井市栄町 4 番20 - 1 号 | 同 9.12 |
| わ | か ば 調 剤 薬 | 局 | 新庄市鉄砲町 2 番地の26 アゼリアハイツ店舗 A 101号室 | 同 9.16 |
| わ | か ば 調 剤 薬 局 東 山 | 店 | 同 東谷地田町 6番地の1 | 同 9.16 |

山形県告示第900号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次 のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

| | 指 | 定 | 施 | 術 | 機 | 関 | တ | 名 | 称 | | 指 | 這 | Ēħ | 包 | 術 | 機 | 関 | တ | 所 | 在 | 地 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|----|----|----|----|-----|------------------|---|---|---|---|------------|
| 原 | Į | B | 8 | | 接 | | 乍 | } | | 院 | 山形市 | 城区 | 西町 | == | 厂目 | 1 番 | ≨20 5 | = | | | | 平成15. 4.30 |

山形県告示第901号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとお り指定した。

平成15年9月30日

山形県知事 和 雄 髙 橋

| | 指 | 定 | 施 | 術 | 機 | 関 | σ. |) í | 名 | 称 | | 指 | 定 | 施 | 術 | 機 | 関 | の | 所 | 在 | 地 | 指定年月日 |
|---|---|----|----------------|----------------|----|---|----|-----|---|---|---|-----|----|----|-----|-----|----|---|---|---|---|----------|
| ŧ | | IJ | đ | 5 | か | | 接 | | 骨 | | 院 | 山形市 | 宮町 | 五丁 | 目3 | 番17 | 7号 | | | | | 平成15.9.1 |
| 指 | 圧 | マ | ッ ! | , – | ・ジ | サ | ۲ | ウ | 治 | 療 | 院 | 米沢市 | 矢来 | 三丁 | 目 1 | 番32 | 2号 | | | | | 同 |

山形県告示第902号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 平成15年9月30日

> 山形県知事 髙 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称 | 施設又は実施 する事業の種類 | 指定介護機関の所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|-------------------|-------------------------|------------|
| 指定福祉用具貸与事業所よね き | 福祉用具貸与 | 山形市富の中一丁目 1 番12号 | 平成15. 9. 1 |
| ソ - レ 江 俣 | 短期入所生活介護 | 同 江俣一丁目 9 番15号 | 同 |
| サ ポ ー ト 21 | 訪 問 介 護 | 同 城西町二丁目 1 番20号 | 同 |
| ヘルパーステーションまごの て | 訪 問 介 護 | 米沢市万世町桑山字大割2160番地の 2 | 同 |
| すずらん・ケア有限会社 | 訪 問 介 護 | 鶴岡市日出一町目3番31号 | 同 |
| あおぞら調剤薬局 | 居宅療養管理指導 | 同 若葉町23番地の6 | 同 |
| ハート訪問介護ステーション | 訪 問 介 護 | 山形市春日町 5 番15号 | 同 9.3 |
| はーと&はーと訪問介護事業 所 | 訪 問 介 護 | 同 鳥居ヶ丘14番2号 | 同 |
| はーと&はーと居宅介護支援 事業所 | 居宅介護支援 | 同 | 同 |

和

通 所 介 護 同 9.12

雄

| はーと&はーと訪問看護事業所 | 訪 | 問 | 看 | 護 | 同 | | 同 |
|----------------|---|---|---|---|---------------------------|---|------|
| 訪問介護事業所しらかば | 訪 | 問 | 介 | 護 | 同 久保田三丁目 5 番24号 | 同 | 9.8 |
| デイサービスはちまん | 通 | 所 | 介 | 護 | 東田川郡余目町大字余目字大塚 1番 地の 2 | 同 | 9.16 |

山形県告示第903号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋

| | | | - | | | - | | |
|-------------------------|----------------------------|--------|-------------|-----------|-------------|-------|-------------|--|
| 指定居宅サービス事業者の 名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地 | | 宅サ· 類 | - ビス | の | 指定年月日 | | |
| 有限会社シルバークリエイト | 有限会社シルバークリエイト | 福 | 祉 用 | 具 貸 | 与 | 平成, | 15 . 8 . 13 | |
| 酒田市新井田町6番14号 | 酒田市新井田町 6 番14号 | | | | | | | |
| 有限会社ほほえみの里 | デイサービスなごやか | | | | | | | |
| 飽海郡遊佐町大字江地字中屋 | 飽海郡遊佐町大字江地字中屋敷田 3 番地 | 通 | 所 | 介 | 護 | 同 | 8.29 | |
| 敷田3番地の7 | σ 7 | | | | | | | |
| | グループホームなごやか | | | - ти д. г | - ,, | | | |
| | 飽海郡遊佐町大字江地字中屋敷田 3 番地 | | | 型共同 | 司玍 | 同 | | |
| | 07 | 活了 | | | | | | |
| 社会福祉法人余目町社会福祉 | デイサービスはちまん | | | | | | | |
| 協議会 | 東田川郡余目町大字余目字大塚1番地の | 诵 | 所 | 介 | 護 | 同 | 9. 5 | |
| 東田川郡余目町大字余目字大 | 2 | 匜 | <i>F</i> /1 | 71 | 吱 | ΙIJ | 9. 3 | |
| 塚1番地の2 | | | | | | | | |
| 企業組合労協センター事業団 | 労協センター事業団ヘルパーステーショ | | | | | | | |
| 東京都豊島区南大塚二丁目33 | ン「わかば」 | 訪 | 問 | 介 | 護 | | 同 | |
| 番地10号 | 酒田市本町一丁目4番地1号 | | | | | | | |
| 株式会社ニチイ学館 | アイリスケアセンター東泉 | | | | | | | |

山形県告示第904号

番地9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の 届出があった。

東京都千代田区神田駿河台 2 酒田市東泉町五丁目 8 番地10号

| | | | 山形県 | 知事 | 髙 | 橋 | 和 | 太隹 |
|-------------------------|-------|--------|-----------|-------|------|---------|------------|-----------|
| 指定居宅サービス事業者 | 居宅サービ | | 事業所の名称 | 你及び所 | 在地 | | 亦西年 | |
| の名称及び所在地 | スの種類 | 变 | 更前 | 变 | 更 | 後 | - 変更年 - | -/ |
| 株式会社電化社 山形市城南町一丁目16番 | 福祉用具貸 | さふらん酒日 | 田南店 | | | | ₩ = 11.45 | 6 0 |
| 1号 | 与 | 酒田市東両羽 | 羽町 7 番15号 | 酒田市 号 | 中町三つ | 「目2番18 | → 平成15. | 0. 2 |
| 社団法人酒田地区医師会酒田市中町三丁目7番16 | | 訪問看護スラ | テーションスワ | フン | | | | 0 1 |
| 号 | 訪問看護 | 酒田市本町: | 三丁目11番18 | 酒田市: | 本町三1 | 「目11番40 | - 同 | 8. 1 |

山形県告示第905号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の | 事業所の名称及び所在地 | 亦五年日日 |
|---------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 名称及び所在地 | 変 更 前 変 更 後 | - 変更年月日 |
| 株式会社電化社 山形市城南町一丁目16番1号 | さふらん酒田南店 | - 平成15. 6. 2 |
| | 酒田市東両羽町7番15号 酒田市中町三丁目2番18号 | +10 x 15. 0. 2 |
| 社団法人酒田地区医師会 | 訪問看護ステーションスワン | - 同 8.1 |
| 酒田市中町三丁目 7番16号 | 酒田市本町三丁目11番18号 酒田市本町三丁目11番40号 | , in (0. i |

山形県告示第906号

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年 9 月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県信用保証協会保証料補給金交付規程(昭和40年4月県告示第341号)の一部を次のように改正する。 第2条中「年0.34パーセント」を「知事が別に定めるところにより年0.34パーセント又は年0.43パーセント」に 改める。

別記様式中「0.0034」を 0.0034 に改め、同様式の注書第1項中「資金ごと」を「資金ごとかつ補給割合ごと」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 平成15年4月1日前に山形県信用保証協会が行った債務の保証に係る保証料補給金については、改正後の第2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第907号

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程(昭和48年10月県告示第1467号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率1.15パーセント」を「年利率0.95パーセント」に改め、同条第2号イ (Λ) 中「年利率1.30パーセント」を「年利率1.10パーセント」に改め、同号イ (Π) 中「年利率1.45パーセント」を「年利率1.25パーセント」に改め、同号口 (Π) 中「年利率1.20パーセント」を「年利率1.00パーセント」に改め、同号口 (Π) 中「年利率1.45パーセント」を「年利率1.25パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成15年3月31日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

山形県告示第908号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。第4条の表中「年0.95パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年8月20日から適用する。
- 2 平成15年8月20日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第909号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号イ中「年0.15パーセント」を「年0.10パーセント」に改め、同項第 2 号イ中「年0.15パーセント」を「年0.10パーセント」に改め、同号ロ中「年2.45パーセント」を「年2.35パーセント」に改める。

2 平成15年8月20日から当分の間、第2条第2項第1号ロの規定は、適用しない。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

3 平成15年8月20日から当分の間、第2条第2項第2号ロ中「利率を年0.05パーセント以上下回る利率」とあるのは「利率」と読み替えて同号口の規定を適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条、附則第2項及び附則第3項の規定は、平成15年8月20日から適用する。

山形県告示第910号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、定置漁業の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 公示番号 海定第1号
- (1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業 | の名 | 称 | 漁業時期 | 漁場の位置 | 漁 | 場 | Ø | X | 域 | 制限又は条件 |
|------|-----|----|----|---------|-------|-----|--------|-------|-------|------|--------|
| 定置漁業 | ぶりが | 定置 | 漁業 | 1月1日から | 鶴岡市大字 | 次の | イから | ハまで | の各点 | を順次 | 漁具の上辺 |
| | | | | 8月31日まで | 三瀬地先 | に結ん | だ線及 | びイと | 八を結 | んだ線 | が水面下 5 |
| | | | | | | によっ | て囲ま | れた区 | 域 | | メートル以 |
| | | | | | | 1 | 定置基 | 点第 2 | 号(鶴 | 岡市大 | 上の深さに |
| | | | | | | 字 | 三瀬地 | 内立岩 | の頂点 | i)から | なるように |
| | | | | | | 31 | 2度(真 | 方位と | する。 | 以下同 | 漁具を設置 |
| | | | | | | じ | 。) 2,1 | 70メー | トルの | 点 | しなければ |
| | | | | | | | イから: | 305度8 | - 人08 | トルの | ならない。 |
| | | | | | | 点 | | | | | |
| | | | | | | 八 | イから: | 335度8 | - 人08 | トルの | |
| | | | | | | 点 | | | | | |

(2) 免許予定日 平成16年1月1日

(3) 申請期間 告示の日から平成15年10月31日まで

(4) 地元 地区 鶴岡由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、大字三瀬、大字小波渡及び大字堅苔沢

(5) 存 続 期 間 免許の日から起算して 5 年

2 公示番号 海定第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

| 漁業種類 | 漁業 | 美 の | 名 | 称 | 漁業時期 | 漁場の位置 | 漁 | 場 | Ø | X | 域 | 制限又は条件 |
|------|----|-----|---|----|----------|-------|-----|-----|------|--------|-----|--------|
| 定置漁業 | ぶり | 定 | 置 | 漁業 | 4月1日から | 西田川郡温 | 次の | イから | 二まて | での各点 | を順次 | かき網の基 |
| | | | | | 12月31日まで | 海町大字 | に結ん | だ線及 | びイと | 二を結 | んだ線 | 点は沖の芽 |
| | | | | | | 鼠ヶ関地先 | によっ | て囲ま | れた区 | 域 | | から100メ |
| | | | | | | | 1 | 定置基 | 点第 1 | 号(西 | 田川郡 | ートル以上 |
| | | | | | | | 温 | 海町大 | 字鼠ヶ | -関地内 | 弁天島 | 離さなけれ |
| | | | | | | | 沖 | の芽) | | | | ばならない。 |
| | | | | | | | | イから | 180度 | ー火001 | トルの | |
| | | | | | | | 点 | | | | | |
| | | | | | | | 八 | イから | 259度 | 1,100メ | ートル | |
| | | | | | | | の | 点 | | | | |
| | | | | | | | = | イから | 301度 | 1,050メ | ートル | |
| | | | | | | | の | 点 | | | | |

(2) 免許予定日 平成16年1月1日

(3) 申請期間 告示の日から平成15年10月31日まで

(4) 地元 地区 西田川郡温海町大字鼠ヶ関、大字早田、大字小岩川及び大字大岩川

(5) 存続期間 免許の日から起算して5年

山形県告示第911号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項を次のとおり定めた。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 公示番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

| 公 | 示 | | | 免 | | 許 | の | ı | 内 | 容 | た | る | • | べ | ₹ | 事 | 項 | | | | | |
|-----|-----|-----|-----------|-----|-------------|-------|----|------------------|----|------------------------|----|------|----------|-----|------|-------|----|---|---|------------|----------|------------|
| 番 | 号 | | の類 | 漁 | 業 | Ø | 名 | 称 | 漁業 | 業時期 | 漁 | 業 | Ø | 位 | 置 | 及 | び | X | 域 | 地力 | 元地 | ìΣ |
| 内 | X | 第二 | 種 | ے | L١ | 養 | 殖 | 業 | 周 | 年 | 南陽 | 市高季 | 以工場 | 是地籍 | 誓12番 | ほか9 | 筆 | | | 南 | 陽 | 市 |
| 第~ | 号 | 区画漁 | 業 | | 72 72 72 72 | | | | | | 古峯 | 古峯原沼 | | | | | | | | | 1.80 | . 15 |
| 内 | X | | | | | | | | | | 同 | 大 | 字爼机 | 卯地内 | 3 | | | | | | | |
| 第 2 | 2 号 | 同 | | | | 同 | | | | 同 | 爼柳 | 堤 | | | | | | | | | 同 | |
| 内 | X | Е | | | | | | | | | 東置 | 賜郡川 | 川西町 | 丁大字 | 大舟: | 字逆泺 | 地内 | | | 東記 | 置賜 | 郡 |
| 第 3 | 3 号 | 同 | | | | 同 | | | | 同 | 逆沢 | 堤 | | | | | | | | Ш | 西 | 町 |
| 内 | X | | | | | | | | | | 天童 | 市大 | 天章 | 直地内 | 3 | | | | | _ | <u> </u> | $_{\perp}$ |
| 第4 | 4号 | 同 | | | | 同 | | | | 同 | 愛宕 | 愛宕沼 | | | | | | | | 天 | 童 | 市 |
| 内 | X | 同 | | 1*. | . . | さい | 美玩 | + 31. | | 同 | 村山 | 市大 | 官富字 | 位字オ | 谷地 | 4845番 | 地 | | | 村 | ılı | 市 |
| 第 5 | 5 号 | 미 | | Ur | ΨN | C () | 食別 | 未 | | 미 | じゅ | んさい | 沼 | | | | | | | የ ነ | Щ | ιIJ |
| 内 | X | | | _ | | ¥ | τ± | 和木 | | | 同 | 大 | 之大村 | 真地内 | 3 | | | | | | | |
| 第6 | 5 号 | 同 | | ر | UΙ | 養 | 殖 | 業 | | 同 | 玉の | 木溜洲 | <u>t</u> | | | | | | | | 同 | |
| 内 | X | | | | | | | | | | 東根 | 市大 | 羽) | \地内 | 3 | | | | | | | |
| | _ | 同 | | に | にじます養殖業 | | | | 同 | 小見川水源地及びその下流205メートルまでの | | | | | | での | 東 | 根 | 市 | | | |
| 第7 | 7号 | | 同 にしまり 食鬼 | | | | | | | | 小見 | Ш | | | | | | | | | | |

| 内区 | 同 | こい養殖業 | 同 | 新庄市十日町字愛宕裏山地内 | 新庄市 |
|-------|------------|----------|--------|-------------------|-------|
| 第8号 | 10) | こり 食り担味 | 10 | 西山堤 | 해 또 미 |
| 内 区 | | | | 最上郡舟形町大字長者原地内 | 最 上 郡 |
| 第 9 号 | | | 同 | 溜池 | 舟形町 |
| 内 区 | | | | 東田川郡朝日村大字荒沢字池ノ平地内 | 東田川郡 |
| 第10号 | 第10号 同 同 同 | 回 | 同 池ノ平地 | | |

- 2 免許予定日 平成16年1月1日
- 3 申請期間 告示の日から平成15年10月31日まで
- 4 存続期間 免許の日から起算して5年

山形県告示第912号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

東根市大字猪野沢字山ノ神1132 - 1から1132 - 10まで、1133 - 1、1134 - 1から1134 - 15まで、1134 - 28から 1134 - 31まで、1135 - 1、1136 - 1、1136 - 3、1137、1138、1139 - 1、2151 - 1、2151 - 13、2151 - 14、2151 - 17

- 2 保安林指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び東根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第913号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営九野本地区経営体育成基盤整備事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

- 2 縦覧に供する場所
 - 長井市役所
- 3 縦覧に供する期間

平成15年10月1日から同年10月30日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第914号

平成6年5月県告示第510号(山形県特定優良賃貸住宅等の家賃等)の一部を次のように改正し、平成15年10月1

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

第2項を削り、第1項の項番号を削る。

備考中「第1項及び第2項に規定する」を削る。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の 届出があった。

平成15年9月30日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の 氏 名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------------------|---------|------------|----------------------|----------------|
| 市川昭男後援会 | 市川昭男 | 中 村 松太郎 | 山形市鈴川町 2 - 10 - 16 | 平成 15. 9.16 |
| 創生・みんなの会 佐藤忠信後援会 | 早 坂 長 初 | 早 坂 定 由 | 北村山郡大石田町大字岩ヶ袋 412 | 9.12 |
| 市民のための市民の会 | 中 村 松太郎 | 柏 田 勝 次 | 山形市鈴川町 2 - 10 - 16 | 9.16 |

山形県選挙管理委員会告示第135号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の 届出があった。

平成15年9月30日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

政 党

| 政治団体の名称 | 異動事 | 項 | 内 | 容 | 届出年月日 |
|------------|----------|-----|---------------------|----------------------|----------------|
| 以石匠体の石机 | 英 | 垻 | 新 | IΒ | 個山牛月口 |
| 自由民主党高畠町支部 | 主たる事務所の原 | 听在地 | 東置賜郡高畠町大字高 畠1473 | 東置賜郡高畠町大字上 和田1664 | 平成 |
| 日田戊工光同田門又部 | 代 表 | 者 | 寒河江信 | 竹 田 重 栄 | 15. 7. 2 |

山形県選挙管理委員会告示第136号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体 の指定の届出があった。

平成15年9月30日

山形県選挙管理委員会 委員長 安 部

敏

| 届出者の | 氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体 の名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表 | 長者 | の氏名 | 届出年 | 月日 |
|------|-----|-------|---------------|--------------------|----|----|-----|-------|------|
| 市川田 | 昭 男 | 山形市長 | 市川昭和男後 援会 | 山形市鈴川町 2 - 10 - 16 | 市 | Ш | 昭男 | 平成15. | 9.16 |

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ダイオキシン類特定施設等管理システム追加整備業務の委託について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁201会議室(2階)
 - (2) 日 時 平成15年10月10日(金) 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 委託をする役務の名称及び数量 ダイオキシン類特定施設等管理システム追加整備業務 一式
 - (2) 委託をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期限 平成16年3月19日(金)
 - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該業務と類似の業務に関し、国又は地方公共団体からの受託実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等 山形市松波二丁目8番1号 文化環境部環境保護課環境保全担当 電話番号023(630)2338
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則 第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書その他必要な書類(以下「証明書等」という。)を平成15年10月6日(月)午後5時までに4に掲げる場所に提出すること。この場合において、証明書等

を提出した者は、開札日の前日までに証明書等に関し説明を求められた場合は、それに応じるものとする。

- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、県の都合により、手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所に おいて平成16年1月30日まで縦覧に供する。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ北町店

山形市桧町四丁目 4番21号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号 代表取締役 山澤 進

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

| 名 | 称 | 住 | 所 | 代 | 表者(| の氏名 | 3 |
|---------------------|------------|----------------------|---|----|-----|-----|-------|
| 株式会社 ヤマ サ | ず ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | | Щ | 澤 | | 進 |
| 株式会社 ヤマザワ | 薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | | Щ | 澤 | | 進 |
| 株式会社マルシ | ノメ | 寒河江市本町二丁目10番38号 | | 齊 | 藤 | 貴 | 裕 |
| 有限会社 絣 | 屋 | 山形市飯塚町字西原北1074番地の 1 | | 東海 | 林 | 文 | 明 |
| 株式会社 十 一 | 屋 | 山形市七日町一丁目 4 番32号 | | 松 | 倉 | 公 | _ |
| エヌイー株式 | 会 社 | 天童市大字高木614番地 | | 松 | 田 | 信 | 男 |
| 株式会社志翁 | 兼園 | 山形市流通センター二丁目 5 番地の 4 | | 志 | 鎌 | 秀 | 人 |
| 有限会社 シュポル l スクイン | `ディ | 上山市石崎一丁目7番59号 | | 水 | 沼 | 常 | 喜 |
| 株式会社 タッツ ミ | ミヤ | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | | 曲 | 渕 | 恵美 | 子 |
| 有限会社。鳴子熱帯植 | 直物園 | 宮城県玉造郡鳴子町字星沼15 | | 木 | 村 | 幹 | 愛 |
| 株式会社 プラザク! | リエイ | 東京都千代田区五番町 1 番地 | | 大 | 島 | 康 | 弘 |
| 株式会社 キャン | ドゥ | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号 | | 城 | 戸 | 博 | 司 |
| 株式会社 シ ブ | ヤ | 寒河江市末広町 4 番43号 | | 渋 | 谷 | 政 | 義 |

(変更後)

| 名 | 称 | 住 | 代 | 表者 | の氏: | 名 |
|-----------|---------|----------------------|----|----|-----|----|
| 株式会社 | ヤマザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | Щ | 澤 | | 進 |
| 株式会社 | ヤマザワ薬品 | 山形市あこや町三丁目8番9号 | Щ | 澤 | | 進 |
| 株式会社 | マルシメ | 寒河江市本町二丁目10番38号 | 齊 | 藤 | 貴 | 裕 |
| 有限会社 | 絣 屋 | 山形市飯塚町字西原北1074番地の 1 | 東海 | 林 | 文 | 明 |
| 株式会社 | 十 一 屋 | 山形市七日町一丁目 4 番32号 | 松 | 倉 | 公 | - |
| エヌイー | 株 式 会 社 | 天童市大字高木614番地 | 松 | 田 | 信 | 男 |
| 株式会社 | 志 鎌 園 | 山形市流通センター二丁目 5 番地の 4 | 志 | 鎌 | 秀 | 人 |
| 株式会社 | タツミヤ | 東京都八王子市暁町一丁目32番13号 | 曲 | 渕 | 恵) | €子 |
| 有限会社 | 鳴子熱帯植物園 | 宮城県玉造郡鳴子町字星沼15 | 木 | 村 | 幹 | 愛 |
| 株式会社 ト | プラザクリエイ | 東京都千代田区五番町 1 番地 | 大 | 島 | 康 | 弘 |
| 株式会社 | キャンドゥ | 東京都板橋区板橋三丁目9番7号 | 城 | 戸 | 博 | 司 |
| 株式会社 | シブヤ | 寒河江市末広町 4 番43号 | 渋 | 谷 | 政 | 義 |

4 変更年月日

平成15年4月17日

- 5 届出年月日
 - 平成15年9月16日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年1月30日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに鶴岡市役所に おいて平成16年1月30日まで縦覧に供する。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 庄内アークプラザ鶴岡市大字中野京田字上大坪2番1号外 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 アークランドサカモト株式会社 新潟県三条市大字上須頃445番地

代表取締役 坂本 守蔵

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤 進

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号

代表取締役 藤原 秀次郎

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

| 名 | 名 称 | | | 住 | 所 | 代表: | | 者の氏名 | | |
|-------------|-----|-----|------|----|---------------------|-----|---|------|----|---|
| アークラン 会社 | ソドヤ | ナカヨ | E ト杉 | 未式 | 新潟県三条市大字上須頃445番地 | | 坂 | 本 | 勝 | 司 |
| 株式会社 | ヤ | マ | ザ | ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | | Щ | 澤 | | 進 |
| 株式会社 | U | ま | む | 6 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 | 4 号 | 藤 | 原 | 秀次 | 郎 |

(変更後)

| 名 | 名 称 | | | 住 | 所 | 代表者 | | 首の氏名 | | |
|-------------|-----|-----|------|----|----------------------|-----|---|------|----|----|
| アークラン 会社 | ノドサ | ナカモ | 三 ト杉 | 未式 | 新潟県三条市大字上須頃445番地 | | 坂 | 本 | 守 | 蔵 |
| 株式会社 | ヤ | マ | ザ | ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | | Щ | 澤 | | 進 |
| 株式会社 | U | ま | む | 5 | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4 | l 号 | 藤 | 原 | 秀》 | 京郎 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前)

| 名 称 | 住 | 代 | 表者 | の氏名 | |
|--------------------|------------------------|---|----|-----|---|
| アークランドサカモト株式 会社 | 新潟県三条市大字上須頃445番地 | 坂 | 本 | 勝 | 司 |
| 株式会社 ヤ マ ザ ワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | Щ | 澤 | : | 進 |
| 株式会社 し ま む ら | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 藤 | 原 | 秀次 | 郎 |
| 株式会社 山洋エージェンシー | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 | 河 | 合 | 宏 | 光 |
| ロイヤルネットワーク株式 会社 | 酒田市新橋一丁目 4 番10号 | 仲 | 條 | 啓 | ≡ |
| 橋本井園株式会社 | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町 5 番35号 | 橋 | 本 | 奈 保 | 子 |

(変更後)

| 名 | 称 | 住 | 代 | 表者 | の氏名 |
|--------------|--------|------------------------|---|----|-------|
| アークランド 会社 | サカモト株式 | 新潟県三条市大字上須頃445番地 | 坂 | 本 | 守 蔵 |
| 株式会社・ヤ | マザワ | 山形市あこや町三丁目8番9号 | Щ | 澤 | 進 |
| 株式会社し | まむら | 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 | 藤 | 原 | 秀次郎 |
| 株式会社 セ | リア | 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 | 河 | 合 | 宏光 |
| ロイヤルネッ 会社 | トワーク株式 | 酒田市新橋一丁目4番10号 | 仲 | 條 | 啓 三 |
| 橋本井園 | 株式会社 | 宮城県仙台市若林区六丁の目東町 5 番35号 | 橋 | 本 | 奈 保 子 |

4 変更年月日

(1) 3の(1)に掲げる事項

平成15年2月21日

- (2) 3の(2)に掲げる事項 (アークランドサカモト株式会社に係るものに限る。) 平成15年2月21日
- (3) 3の(2)に掲げる事項 (株式会社セリアに係るものに限る。) 平成15年4月1日
- 5 届出年月日

平成15年9月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成16年1月30日までに知事に提出することができる

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により酒田市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに酒田市役所において平成15年10月30日まで縦覧に供する。

平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地ヤマザワ旭新町店

酒田市旭新町16番1外

- 2 大規模小売店舗の変更に係る届出の公告を行った日 平成15年5月9日
- 3 意見の概要

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の一般公募を次のとおり行う。 平成15年9月30日

山形県知事 髙 橋 和 雄

| | | 瞅 | | | | |
|------------|---|------------------------------------|-------------------|-------------|--|--|
| | | 梅 | | | | |
| | | 缃 | 日家阳る分質当額 | | | |
| | | 量 | 3のにする家相る | | | |
| | | 収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者 | 四 27,900 | 52,300 | | |
| | 餌 | 収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者 | 24,300 | 45,600 | | |
| | | 収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者 | 21,100 | 39,500 | | |
| | | 収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者 | 18,200 | 34,200 | | |
| | ₩ | 収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者 | 用 15,400 | 28,900 | | |
| | | 収入が 123,000円 以下の者 | 12,700 | 23,800 | | |
| | | ☆ | 一般用 | | | |
| | | 公戸季数 | - | 2 | | |
| | 格 | <u>1</u> 戸当たり 住戸専用 面 | 平方メートル 55.7 | 74.4 | | |
| | 規 | 住宅形式 | 3 D K | | | |
| | | 中 | 郡白鷹町 珉乙1482 | 725 | | |
| lt. | | 用 | 五 大字 十 一 | | | |
| Hもの有意 | | 格 | 白鷹アパー | あらとアパ 1号 | | |
| III III | | 加 | 県ト | | | |

1173

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が 500,000円未満である場合には、当該所得金額)
 - (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所 得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (中) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (^) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯 で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
- (1) 申込期間 平成15年10月1日から10月10日まで(ただし、郵送の場合は、平成15年10月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター置賜西事務所
- 5 入居の時期 平成15年11月下旬

正 誤 県 公 報 発行年月日 ページ 行 誤 正 番号 平成15. 3.31 号外(13) 3 下から6 摘要 谪 用

1174 平成15年 9 月30日印刷 平成15年 9 月30日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)